

中国地名の表音法について

駒 井 正 一

はじめに

わが国における中国地名の表記法については、なおまだ、いくつかの問題がある。漢字をあてる場合、簡体字をどうとりあつかうのか、あるいは、カタカナを用いる場合、音をどう表現するのか、また、少数民族の地名をどうするのかなどの問題である。これらの表現法には、学校教科書・地図などにおいて、一応の目安があるものの、まだ統一されてはいない。簡体字はもうすでに20年近くの歴史を有し、中国では市民権を得ている。もとの繁体字へは不可逆性を有し、もどって使用されることはない。それゆえ、わが国では中国地名を表記する場合、漢字から漢字への訳を試みなければならない。しかし、これには、いまのところ、現在日本で使用されている漢字におきかえればよいだろう。また、そのカタカナ訳の場合、現地音よみ主義をつらぬき、表現しにくい音も、なるべくそれに近いものを選べばよいだろう。ただ、少数民族地域の地名の場合、漢字で表現されていても、それは“漢訳（いわゆる中国語訳の意味だが、漢民族の使用する言語への訳ということでこの語を使う。“漢語”も同様。以下同じ。）”にすぎず、現地音よみ主義をつらぬくことがむづかしく、以前から、日本語訳としての表現に、二重の困難さを感じてきた。そのため、われわれにとって少数民族語から漢語への翻訳の“法則”，あるいは、少数民族語の漢語への表音法を理解する必要性が生じる。それには、文字改革と漢語表音方案制定をめぐる諸変化に注目しなければならない。

文字改革、漢語表音方案はそれ自体長い歴史をもつ。試行錯誤の準備期間をへて、1958年1月10日、中国人民政治協商会議全国委員会の報告会で、周恩来が“当前文字改革的任務”⁽¹⁾を發表し、2月3日、中国第1期全国人民代表大会第5回会議で、中国文字改革委員会主任吳玉章が“關於当面文字改革工作和漢語拼音方案的報告”⁽²⁾を發表して以来、急速に普及されてきたものである。そこでは、① 漢字を簡略化すること。——広範な人民が把握、使用しやすくし、さらに、広範な人民のなかで、より多く、うまく、はやく、むだをはぶいて、文盲をなくし、文化を普及し高めること。② 標準語をおしひろめること。——方言のへだたりをとりぞき、漢語の統一をさらにすすめる、言語をさらにうまく、社会主義建設に服務させること。③ 漢語表音方案を制定し、おしすすめること。——漢字に注音をほどこし、標準語の普及を援助すること。という方針が示された。この方向は、90%以上の人々にとって“高いしきい（高門檻）”をとりはらうとともに各方面に大きな影響を与えてきた。すなわち、その一つとして、独自の言語をもつ少数民族地域の場合、その言語政策の発展、漢語表音方案との結合を生みだしてきた。

つまり、中国における地名表現の理解は、漢字の簡体化、標準語の普及、漢語表音方案の推進という文字改革、漢語表音化の政策をふまえながら、しかも、魯迅らの試みなどの前史

を視野にいれながら考察しなければならないのである。

1 漢語表音化・文字改革の現段階

ここ2、3年来、ふたたび、文字改革のキャンペーンが展開されている。北京『光明日報』の「文字改革欄」が復活⁽³⁾され、漢字の簡体化の整理、標準語の普及、漢語表音方案の教育、学習、表音字母の応用などについての研究、検討、文字改革の経験交流、外国における文字改革と言語標準化の状況の紹介などが、その任務とされている。また、人民日報でも、1976年7月18日付に、河北省遷西県新莊子人民公社党委書記徐林の「以階級闘争為綱做好文字改革工作」、人民日報印刷所労働者張世榮、新華社同張学濤、農業出版社同李世宏、光明日報同陳景昭の「反撃右傾翻案風 加速漢字改革」、高天如の「改革、是向來沒有一帆風順的」、上海鉄鋼所第3工場第2転炉職場労働者理論グループの「工人階級就是要占領文字改革障地」の記事⁽⁴⁾をのせた。これは、各階層、とりわけ、文字改革の主要な対象者、労働者、農民の反応をみたものである。その内容は別として、記事の特集は、いわば、中国が、この20年来の文字改革、漢語表音方案の成果のとらえなおし、新たな普及へのあしがためをしようとしているものと考えられる。したがって、この期間の総括をふくめ、いま新しい段階をむかえようとしているといえる。そして、この動きの中心は、“漢字の字数制限”だといってよい。

現在の文字改革では、とりわけ漢字の字数の多いことが問題になる。それは、その基準をいかに設けるのかという点において、とりあげられる。“基準”という点では、漢字の字数のほか、字形および音の標準設定が含まれる。なかでも、漢字の字数が多すぎ、一方では“死字”、“古字”を生みだしているものの、日常通用している漢字との区分の基準はまだない。このことから、現在の文字改革のなかでは、実践的な、重要問題となってきた。先の人民日報では、印刷労働者の立場から、“漢字”そのものについて、その植字の困難さと複雑さについてのべており⁽⁵⁾、いわば日本をふくめた、漢字使用語の活用場面におけるむずかしさについて問題を提起しているといえる。現在ふつう通用している漢字は7-8,000余。漢字の頻度率（一冊の本あるいは一つの新聞でいくつの漢字を用いており、どの字が何回登場するか）を整理するとともに、字形を簡化し、同時に同音を採用して、異体字を圧縮すれば、3,000余字に縮少できるとみる。これを標準漢字として線をひけば、それ以外の漢字は、古漢字として、文物、古書籍および専門家が使用するものとなる。かくて、これらの漢字を3級に分類する。

第1級 常用字、99%。この字をマスターするとマルクス、レーニン、毛沢東の著作を学習できる。ふつうの手紙や文章がかけ、本、新聞がよめる。これは2,000余字で、これらの文字を基本的に残しながら、字画の多いものは簡略化し、少数のものは同音の標準字にかえる。これらの統計は、漢字の字数をへらすことが必要であるばかりか、可能であることを示している。

第2級 半常用字+一部稀用字、1%。この種の漢字は一部を残し、他は同音の標準字にかえる。

第3級 稀用字。第1、2級以外の漢字。これらはほとんど使用されない字で、大部分が古漢字である。これらの字は、みな、同音の標準字にかえねばならない。

(これは新華社編集発行の国内、国際新聞および『人民日報』、『解放軍報』、『光明日報』、『北京日報』などが発表した代表的な政治、経済、文化、教育、科学技術などの文章、7,075篇のべ6,967,000余字のうち、まず、5,080字をその頻度により第1級、第2級の2クラスにわけ、残りを第3級としたものである。第1級2,076字、第2級3,004字。なお、1952年中央人民政府教育部によれば、従来の「常用字表」や『工農識字課本』などから1,589字を選び、うち、1,556字について、1等字1,017、2等字539を定め、新聞雑誌からの異なる文体、内容、性質の文章9種、のべ30,000字についてあたると、1等字1,017字の場合90%、1,556字の場合95%の使用を認めていた⁽⁶⁾)。

漢字は、よみ、かきがむずかしいので、このような整理のうえ、表音化の方向にむかうことが、一般に歓迎されているといってよい。「是漢字難写、難認、還是我們工人笨呢？為什麼鋼種符号那麼多，我們却从不弄錯呢？關鍵在于鋼種符号用的是拼音字母，七八千個方塊漢字同只是二十多個字母的拼音文字相比，好象全廠工人同一個小組的工人相比，全廠人那麼多，那能都記得誰叫什麼，誰是什麼面孔？而一個小組的人，就很熟悉了。」⁽⁷⁾労働者は決して、愚鈍ではなく、7-8,000の漢字よりも20余の表音字母の方が、能率のよさで勝り、実用的であるということに結論をみいだしている。

1936年魯迅の葬儀にあたって、

曠世名著推阿Q

畢生傑作尤拉化

との輓聯を送り⁽⁸⁾、彼のラテン化運動に対する貢献についてほめたたえた郭沫若も、簡体字は過渡期の産物にすぎず、漢字の表音化に一定の評価を下している。“世界の文字共通の表音化方向へ進む”ならばこの目標が実現したあとは、漢字の使用は古代ギリシャ語、古代ラテン語、サンスクリットなどのように、少数の専門家の対象に制限できる⁽⁹⁾としている。このように漢語表音化＝ラテン字化の主張は、最近また、とくに強調されている点である。

かくて、1958年の“關於当前文字改革工作和漢語拼音方案的報告”がだされた当初は、漢字簡略化が中心で、漢字の字数制限、廃止の方向については、十分に明らかにされたとはいえなかった。その後、20年たった現在、漢字のいっそうの制限、漢語表音化の強化が展開され、漢字の廃止への現実的コースがはききよめられているとみるべきである。うらがえしていうならば、1958年制定の漢語表音方案においては、この意図は、文字改革の促進のなかでくみあげられるものとして位置づけなければならなかった。それは、周恩来の“当前文字改革的任務”において展開された漢字の簡略化を柱に、近ごろいっそう明らかになってきた中国において最終的目標にあると思われる、漢字のラテン字化への橋わたしとしての漢語表音化がとりあげられ、さらに、その実現化のなかでラテン字化の決定的方向を得ようとしたものといえる。したがって、われわれが問題とする、地名の表記や科学技術方面の表現についても、漢語表音方案にもりこまれた意図や成立の歴史的背景をくみとらねばならぬだろう。

さて、漢語表音方案には、次の意図がもりこまれていた。

1. 漢字に注音をほどこし、漢字の教育、学習を高めること。
2. 標準語の教育、学習を援助すること。
3. 少数民族が文字を創造するための共通の基礎を提供すること。「わが国の多くの兄弟民族は、いまだ自己の民族文字がないか、文字があっても、欠点を有しており、改革し

なければならない。……漢語表音方案が正式に決定した後、各少数民族が自己が希望するという条件のもと、文字を創造する共通の基礎が生みだされる。」⁽¹¹⁾

4. 人名、地名および科学術語の翻訳問題を解決できる。「われわれが、また、国家が決定した漢語表音方案を有していないので、中国の人名、地名の音訳は、対外文件、書刊には、今までウェード式ローマ字などによっていたが、すでに不明確、不合理となっている。漢語表音方案が確定した後は、この問題はすぐ解決できる。もう一方の、外国人名、地名および科学技術の術語の翻訳問題もまた、表音字母を用いて、徐々に、合理的に解決できる。」⁽¹²⁾
5. 外国人が、漢語を学習するのに援助でき、国際文化交流を促進できる。
6. (字典や電話など、従来その利用に時間がかかっていた) 索引の編集の問題を解決できる。
7. 言語工作者が、表音方案を用いて、ひきつづき関連性のある漢字表音化の各項目研究および実験工作ができる。

周恩来の“当前文字改革的任務”においても、「利用拼音可以提高漢字的教學效率」,「其次,漢語拼音方案還可以用來拼寫普通話,作為教學普通話的有效工具」,「第三,……可以作為各少数民族創造和改革文字的共同基礎」,「第四,……可以幫助外國人學習漢語,以促進國際文化交流」,「可以用來音譯外國的人名,地名和科學技術術語,可以在對外文件,書報中音譯中國的人名地名,可以用來編索引,等等。」があげられており、漢語表音方案の意図と、当然ながら一致していた。ここでは、とりわけ、漢語表音方案にもりこまれている4の「人名、地名および科学術語の翻訳問題を解決できる」、3の「少数民族が文字を創造するための共通の基礎を提供すること」の意図について、その歴史的な位置を考察することにより、文字改革、漢語表音化と中国地名の表現の問題を明らかにすることができる。

2 漢語表音化の歴史と地名表現

イ) 魯迅の漢語ラテン化提唱と地名表現

漢語表音化の歴史は、約370年前の1,605年(明、万歴33年)にさかのぼるとされている。外国人の漢語習得に、この補助として利用されたものである。以降、19世紀末の盧戇章、朱文熊、劉孟揚、黃虛白、邢島、劉繼善⁽¹²⁾らによる文字改革、表音化の運動、1928年の国語ローマ字運動などをへて、漢語表音化の方向は定着していった。その間、魯迅や瞿秋白らのラテン化運動が登場し、一定の成果をもたらしたといえる。とりわけ、漢語表音方案がめざす、4および3の意図は、魯迅の主張したラテン化運動のなかに展開されたといえる。のちの中国において悩み、問題とされた漢字の問題、表音化の問題についての対処の方法が、魯迅においてほとんどでそろっており、魯迅は、その意味からいえば、最初の系統的な文字改革、漢語表音化の方向をめざした“萌芽的”思想のもち主である。

まず文字改革および漢語表音化について。彼は文字そのものが、中国古代から、“信じてきた”倉頡などという、傑出した人物の創作ではない⁽¹³⁾ということ、また帝王、経人、上帝などが育てたのではなく、人民の間で育かれたものだと考えた。そこから、漢字そのものは固定的な、変化しないものではなく、時代の要求にしたがって改革すべきものという思想がうまれる。当時中国をよく“理解”していると思われていた第一等の外国人でも、漢

字の位置を“理解”しえず、おくれた中国文化が西洋文化に対して“精神的勝利”を獲得するためには、むずかしい“高妙文雅な字^{ウオキヤフラリ}彙”を有し、さらにこれを豊富にすることが必要である⁽¹⁴⁾と主張していたが、これは、魯迅にとっては、まさに、さかだちした理論であった。近代中国にとって、ドラスティックな変化をもたらした五・四の白話運動も、それ独自では“大した成功を収めなかった”のも、このような外国人の主張と同調した、中国の“文化人”の当時の思潮がもたらしたものである。魯迅は、「大抵、上流社会が人から、彼らは文語文はわからぬとって諷されるのを恐れたことにあった」⁽¹⁵⁾とした。これは、文字自体が、すでに大衆のものではないことをはっきりと説明している。だが、漢字の改革の道への契機の一つをつかんでいる。

1931年、瞿秋白および“關於当面文字改革工作和漢語拼音方案的報告”を行った呉玉章が提案したラテン化新文字の運動をうけ、彼は展望的に、「今はもう『書き方をラテン化する』一筋の道があるきりだ。これは大衆語文と分つことのできぬものだ。それもやはり読書人から真先に試験し、まず字母、綴法を紹介し、それから文章を書くことだ。手始めには、日本文のように、名詞の類の漢字だけ少し残して、助詞、感歎詞、後には形容詞、動詞まで全部ラテン綴りで書くようにする。そうすれば、見た眼にいいばかりでなく、瞭解もはるかに容易になるだろう。横書きに改めるのは、当然なことである」⁽¹⁶⁾。「たしかに、漢字は古代から伝わって来た宝である。しかし我々の祖先は、漢字よりもっと古い。だから我々はもっと古代から伝わって来た宝なのだ。漢字のために我々を犠牲にするか、それとも我々のために漢字を犠牲にするか？ これは心を喪^{うしな}った気違いでない限り、誰でもすぐ答えることができるだろう⁽¹⁷⁾」とのべた。実際にも、1927、8年ころから、『中国字体変遷史』を編纂することを試みた。しかし、資料編の作成から手がけたものの、切りぬきや書物を集めきれず、これは“幻の書”におわってしまったのである。これらのことから、彼が漢字についての学習の困難さ、新しい文字の創造、作家のそして人民大衆の広範な活用のための学習、その歴史について研究しようとしていたと考えられる。しかし、当時の中国の状況は、「インテリ以外からは、現在のところ作家は生れません。ゴークィはインテリ出身ではないといわれていますが、実は沢山本を読んでいます。中国の文字はこんなむずかしいから、労働者や農民にはとても読めはしない」⁽¹⁸⁾のものであった。これはまさに“心を喪った気違い”が、中国の文字を専有しており、漢字の複雑さと、労働者、農民の教育のおくれとが、ぴったり照応していたことを示している。ここにおいては、“是漢字難写、難認、還是我們工人笨呢？”との反問すら行いえる状況ではありえず、その馬鹿の骨頂ぶりは、「漢字保存のために、中国人の八割を文盲にして殉難させている生きた聖賢たち」⁽¹⁹⁾と同様であった。すなわち、2割の“もの知り”と8割の“文盲”とは、あいともどもその“馬鹿ぶり”を発揮していた（せざるをえなかった）のである。中国字と中国文は中国人の手からすでに離れ、彼らの声は、みな、過去にこだましていた。だからこそ、魯迅は文字改革の重要性を、20余の字母とそのつづり方を習得すれば、「怠け者と低能以外は、誰でも書くことができ」⁽²⁰⁾、「大衆語、大衆文」への道をひらくラテン化文字への転化という方向にみだし、⁽²¹⁾その萌芽を手中において育くんだ。だがそれは、“萌芽”の段階にのみとどまらざるをえず、後の一定の時期、歴史を要求したのであった。

次に、科学技術術語、地名、人名について。1958年の“關於当面文字改革工作和漢語拼音方案的報告”で示されたように、漢語表音化が、科学技術術語、地名、人名に関して有用で

あるという点については、魯迅は、やはり漢字改革、術語のラテン化のなかで、先駆的な発言を行っている。彼は、今日においては造語者の最右翼は化学者だとし、彼らが作った「多くの元素や化合物の名は、とてもおぼえにくいし、音さえなかなか読めないのである。正直いって、私は見ただけでも頭痛がする。」⁽²²⁾ また、「昔、われわれが化学を勉強したとき、たくさんの『金』へんと非『金』への奇怪な文字が書物に出ているのをよく見かけたが、それは元素の名であって、へんは『金属』あるいは『非金属』をあらわすものであり、つくりは大てい訳音だということであった。だが、鏹セシウム（現在銻、筆者）、鋳ストロンチウム（現在鋳）、錒セリウム（現在銻）、矽ケイ（現在硅）などは化学の先生でも講釈にとっても苦心した。とにかく附け加えていわねばならない、『今度は熟悉の悉である。今度は休息の息である。今度は普通にある錒である』と。」⁽²³⁾ そのおおぎょうぶりについては、なかばサジを投げだしている。そこで、それをのりこえた化学者は、中国において文字を創出したという先の倉頡となるのであるが、それは無用の倉頡である。魯迅はすかさず、「もし原語をつかうならば、造字の手数が省けて、きっと本務である化学に—そう大きい成績をあげるはずだと、中国人の聡明なことは、決して日本人に劣るものでないのだから。」⁽²⁴⁾ と、ラテン文字使用を提案する。そして、皮肉をわすれない。「二十字そこそこのアルファベットさえ読めないようでは、甚だ率直ないい方でお許し願いたい、そんな人は化学を勉強してもまずは物にはなるまい。」⁽²⁵⁾ たしかに、化学元素を示す漢字などは、へんやつくり⁽²⁶⁾に一定のきまりをもうけ、一定の法則性をもっている。またたとえば、現在、水素（氢、qīng, H）も、原子量1の場合、気（pǐě, 2の場合気（dào, H₂ または D, デュートリウム、重水素）、3の水素原子の場合、氦（chuān, トリチウム、超重水素）とあらわすなど、化学元素に関する漢字の造語性を発揮⁽²⁷⁾している。したがって“これくらいの漢字さえ読めないようでは、そんな人は化学を勉強しても、ものにはならない”かもしれない。しかし、化学の発展にともない、魯迅も指摘するように「奇怪な文字は—そう多くなり、—そうむずかしくな」⁽²⁷⁾っている。鹽酸金靈素（yánsuān jīnméisu, =オーレオマイシン）、氫溴酸東莨菪鹼（qīngxiùsuān dōngliángdàng jiǎn = 臭化水素酸スコポラミン）、對氨基苯磺酰胺（duì ānjībēn huángxiānàn = スルファミン）などなどのごとく。これではいまでも化学が化学者を食ってしまう。

また、地名、人名については、外国のものの場合、魯迅はそれを外国語からの音訳としてうけとめ、漢字の魅力にひきこんでしまう“漢化”の意味のなさをも指摘した。彼は外国の地名、人名を翻訳する場合、「音のとおり⁽²⁸⁾に訳せばいいのでむだな苦勞をして見ばえのよい字をあてはめるようなことはやめ」翻訳に中国人の“心”を入れる方法を排除した。たとえば、南北朝の人々は、インド人名を阿難陀、実叉難陀、鳩摩羅什婆などと正当に訳したのに対し、当時の人々がゴゴリを郭歌里（現在は果戈里、筆者）、クロボトキン⁽²⁹⁾を柯伯堅（現在は克魯泡特金）と訳し、あえて中国人化しており、魯迅はそのむだや、気どりを指摘しているのである。この方向は、後で考察するように、1958年以降の漢語表音化のなかで、少数民族地域の地名の漢訳について、有益な示唆を与えている。

かくて、魯迅にあっては、漢字の改革とラテン字母導入とが結合されて考えられており、尨大な文字を有しながら、8割の人民は文字を解しえず、「中国現在等于并没有文字」⁽²⁹⁾、「以最大多数為根据、説中国现在等于并没有文字」⁽²⁹⁾という状態を打開しようとしたのであった。

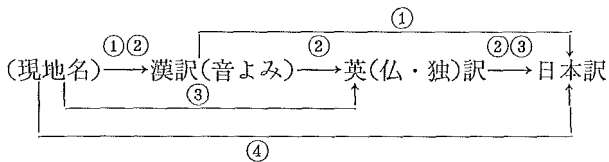
ロ) 解放前中国の地名表現とその音訳パターン

1937年7月7日、盧溝橋事件が発生した。それ以後には、戦争の進展とともに、文字改革、漢

語表音化がすすめられる。1938年11月には、延安の解放区において陝甘寧辺区新文字協会が結成され、発起人には、林伯渠、呉玉章、董必武、徐特立、艾思奇、周揚、蕭三、丁玲、田軍、周文らの文字研究者、哲学者、文芸工作者など99人が名を連ね、毛沢東ら55人が賛助者として署名した。以後、延安では、大衆への文字教育の中心にラテン化漢語を使用⁽³⁰⁾した。アルファベットに28字をあて、ポケット辞書、「赤色中華」紙の一部に利用し普及した。ラテン化字母は、漢語のほとんどすべての発音をカバーでき、辞書にも、漢語の普通の成語をふくむ多音節の言葉を掲載⁽³¹⁾した。これにより、従来の“無知蒙昧”な労働者、農民たちが解放区における石油、パラフィン、ワセリン、ロウ、ロウソクなどを産出する延長の“超小型石油化学コンビナート”⁽³²⁾や呉起鎮の兵器工廠の科学技術の理解と推進、呉起鎮においては、場ちがいな“上等の濃いコーヒーと砂糖”⁽³³⁾の用意のために、少しでも貢献したと思われる。しかし、抗日戦争の終盤をむかえたころには農民のがわからこれまでの支配者たちの文字であった漢字学習の要求がおこった。また、インテリのがわからは、尨大な蓄積量をもつ従来の① すべての必要な文献を新文字で印刷できないこと。② 漢字を覚えたものは一夜で再教育できないこと。③ 新文字普及のためには方言を統一するかまたは標準語を第2の一般的な言語にしなければならないが、それは平和な時ですら何10年もかかる。との理由の提示があり、識字運動⁽³⁴⁾へその重点が転化していった。そして、表音化については1958年に正式に実施された先の“關於当面文字改革工作和漢語拼音方案的報告”まで、またねばならなかった。その間、毛沢東の“文字必須在一定条件下加以改革，言語必須接近民衆”（「新民主主義論」）、1951年の“文字必須改革，要走世界文字共同的拼音方向”という指示がだされ、1949年の中国文字改革協会、1952年の中国文字改革研究委員会（1954年、中国文字改革委員会に改組）が成立し、1956年1月の國務院の“漢字簡化方案”などの準備が行われていたのであった。

中国においては、漢字の位置、ラテン字母化への試行錯誤の連続は、以上のような道をたどっていたために、日本においては戦前より中国の地名の表現についても、当然ながら統一されたものはなかった。いうまでもなく、日本帝国主義にとっては、中国のその軍事的“重要さ”にかかわらず、周辺地域はもとより、漢語地域においても、その音の制定の困難さから、決定版が生まれていなかったのである。しかも中国の科学の位置からいっても、漢語そのものによる地域研究のつきかさねは比較的弱く、日本以外はほとんどが米、英、仏、独などの研究者によっていた。それゆえ中国の地名自体、わが国で消化される場合、英、仏、独語などからの“翻訳”が“活用”⁽³⁵⁾された。しかし、それは漢語からすれば、二重訳であり、その訳すら一定の系統的な規則にもとづいていたとはいえないのである。たとえば、“Manchoutikuo (満州帝国) and Adjoining Territories”, by The Land Survey Department, “Outer Mongolia Economic Map”, by W. Karamishefe, “Atlas of the World”, by The Times Survey, “China Year Book, 1934, 1935, “中華新興図” 商務印書館版, “熱察綏三區暨東三省内外蒙古區域圖” 熱察綏巡閱使署軍務署版などの“権威”ある地図その他を参照しながら編集された、外務省情報部編（過去10数年「支那地名辞典」編纂をしてきた山崎惣興の調査を基礎にし、小池静雄、金子二郎、牧村慶治らが増減編纂し、全体を通し、波多野乾一が協力をしている）の『支那地名集成』(A Gazetteer of Chinese Geographical Names)においても、地名表記の不確定さについて、苦勞をしている。「1）欧米文献に依って、支那事情を研究するに当り、最も困難を感じるのは、地名人名等の固有名詞の解

読である。……地名に関してはまだ恰好な参考書を見なかった。本書編纂の第一の目的は、此の急需に応ぜんが為めである。2) 本書編纂の第二の目的は、欧文を以て書かれたるか、又は邦文或はローマ字電報等に日本訓みを以て示されたる支那地名の漢字書き、及支那地名の英訳等に聊か便せんが為めである。」⁽³⁶⁾と。1940年には、「日滿を一体とせる総合国力發揮の建前」⁽³⁷⁾にしたがって、産業立地、人口配置、交通網計画を主目標に、理水計画、都邑配置計画、行政区画、厚生計画、神社、寺廟、景観地区の設定をともなる総合立地計画策定要綱が制定された。さらに「皇国ヲ中核トスル大東亜生活空間ノ統一体ノ其ノ生成発展ノ各過程ニ於テ最モ合目的ニ構成シ発展セシムル為」⁽³⁸⁾、中国、朝鮮、インドシナなどへの地政学的進出がおこなわれた。中国の主要な部分に対しては、黄海渤海地域国土計画要綱案⁽³⁹⁾などに、はっきりと、その意図が示されている。地名の比定、確定はその意味からもとりわけ重要なものとなったのであった。“大東亜”の採録調査も総合的に実施され、その効果をあげるために、「過去ニ於ケル採録業績ヲ利用シテコレヲ解析総合ス」るほか、「言語、土俗、考古、歴史上ヨリ地下資源ノ賦存消費状況ヲ判断」⁽⁴⁰⁾した。この言語の調査のなかには、地名の研究にもとづくものもくみこまれていたのである。また、総合的調査の方向は、中国沿岸部のみにとどまらず、奥地、いわゆる少数民族地域にものぼされた。そのことは、地名の比定、確定をいっそうむずかしくさせ、その表現にも困難を集中させていったといえよう。『支那地名集成』においても、極力、周辺地域の地名が掲載されていたし、しかも、モンゴル族、ウイグル族、チベット族など少数民族地域の場合、“土語”として、彼らの言語による地名が集められていた。「本書の地名採録の範囲は、支那国の名目上の版図全体であって、其の中には半独立の地方も含んであるし、国境不確定地域も含んである。外国領土租借地をも包含させてある。例えば外蒙(唐努烏梁海を含む)、西藏、雲南省西辺、香港、澳門、広州湾等を包含せしめたが如きこれである。」⁽⁴¹⁾、「支那本部中北京語の通用し難い地方の地名は、地方音を以て表はされてあるから、之等の検索に当っては先づ第二編和漢対照の部に依られる方が寧ろ便利であらう。辺疆地方の地名は、大体に於いて、県名を除いては、他は大部分土語であり、使用漢字も殆ど当て字である事情に鑑み、之等は専ら土音を採用する方針を執った。従って第二編に依って検索される場合でも多くは土音に依らねばならない」⁽⁴²⁾(傍点筆者)と。しかし、その当時、中国内部においては、少数民族の自治の制度が保証されていなかったため、その地域においては通用する地名が、全国的には通用しないことが多く、いわゆる“北京語”として翻訳しなければならなかった。つまり、中国内部では、現地名→漢訳(漢字に直訳、ふつうそれを漢音よみする)として理解された。日本では、英訳などを媒介とする場合も考慮して、おおむね、



のボタンをへて訳されたといえる。①のボタンの場合、現地名→漢訳のときすでに、漢音で表現され、漢語→日本訳のときにはもう現地名の全体像を残しているとはいえない。(漢語地域の地名については、音を問題にしない場合、漢字から漢字に移すだけで、とくに“不都

合”はなかった)②のパタンの場合も、①と同様に、漢訳のとき、現地音からはなれ、漢語→英(仏・独)訳、英(仏・独)訳→日本訳のとき、それぞれ、音のゆがみを増幅させる。③のパタンの場合、表音文字を使用している地域の現地語の場合、現地名→英訳のときには、①、②のパタンの場合よりも、むしろ比較的原音に近い形で表現されるといってよい。④のパタンの場合、ほぼ③のパタンと同様であるが、地名の蒐集、現地語の研究そのものは、日本帝国主義の進出と比例しており、地域により、その濃淡があった。なお、①、②のパタンの場合、少数民族が文字をもっていない場合が多いため、現地名→漢訳という過程については、漢語を話す人々が歴史的にみて少数民族地名をすでに漢語として表現してきたこと、すなわち慣用的にずっと漢語そのもので少数民族地名をあらわしてきたことが多く(たとえばウルムチを旭化、『支那地名集成』によれば、Tihwaのように)、現地名→漢訳そのものが省かれることも多かった。③のパタンの場合、先にのべたごとく、文字をもたない少数民族地域の地名であっても、比較的原音に近いものが期待できる。このことは、ラテン字母使用の優越性を示すことにもなり、漢語表音化のための一つの強力な理由の一つとなった。しかし、次章でも考察するように、漢語が表音化されても、少数民族地域の地名がそこに“正しく”反映されるには、もう一つのクッションが必要であった。すなわち、①、②の場合のように、現地名→漢訳の過程をへて、あて字としての漢字が現地語の訳として綴られても、音よみの段階で漢音よみされるため、漢字に現地よみに近い表音をふるという作業がされねばならなかった。

かくて、漢語地域の地名をはじめ、とりわけ、少数民族語地域の地名にみられた表現の不統一、混乱は、漢語→外国語訳の段階より、むしろ現地名→漢語訳の段階にその因を発していた。さらに少数民族語、漢語自体の表音の方法が皆無かあるいは未完成のゆえに生じたものであったといえる。したがって、現地音よみ主義をとった『支那地名集成』などでも、たとえば、日本訳ホリンゴル、漢語和林格爾(内蒙古自治区、当時綏遠省)の場合、漢音の Holinkoerh (現在、地名としての語を考慮せずに発音すれば、Hélin'gè'ěr)と表現されており、より原音に近い Kholingol (現在の漢語表音の場合 Horinger) の見だしは、二次的なもの⁽⁴³⁾となっていた。また、クンカ、漢語貢噶(チベット自治区、当時西康省)の場合、漢音の Kungko (現在、文字通り発音すると Gònggā)と表現され、現在の現地語に近い表現(漢語表音 Gonggar)は提示されていなかったのである。それには、現地名→漢語表音化の段階に、各少数民族語ごとに一定の規則を設けなければならないのであり、また、それゆえに、現地名の現地語表現の確立すなわち少数民族語の表音化の制定と同時に、一定の時間が必要だったのである。中国においては、実際には、それは、1965年以降となったのである。17世紀の初頭以来、試行錯誤を続けてきた文字改革、漢語表音化の試みは、19世紀末さらには魯迅の生きた時代から、ようやく体系的にすすめられてきた。以上、考察したごとく、漢字の歴史的位^置—たとえば、ほとんどの人々にその文字が通用しなかったこと、すなわち、漢字が漢語を使用している人々のものにはなっていなかったことなどから、延安をはじめ、その他の地域で、漢字の普及と同時に、漢字の改変が、新たに付加されてきた。そして、そのことは、同時に、少数民族語を使用している人々が、少数民族語を自らの文字で表現し、よむことの実現化をめざさなければならないことを意味していた。少数民族と漢語との関係ひいてはその地名の表現は、したがって、同時代の“民族自治”の問題などと関連させながら、考察しなければならないのである。

3 少数民族地域の地名問題

イ) 少数民族地名表現における“漢語中心”主義

先にも考察したごとく、地名の漢語表現化、日本での表現をとりあげるとき、問題となるのは、実は、ほとんどが少数民族地域の場合である。そこで、これらの地域の地名表現の問題について考察してみよう。

現在、中国において発行されている書物、新聞における地名の表現は、基本的には、漢字によっている。また、わが国においても比較的入手しやすいと思われる地図や地図帳 (Atlas) の類も、そのほとんどが漢字表現によっている。すなわち、『中華人民共和国地図 (ZHONG HUARENMINGONGHEGUO DITU. 図葉内には、漢語表音はない。)] (地図出版社編集製作出版1957年初版、以降、数版をかきねている。中国では、もっともポピュラーな、基本的な地図に位置づけられていると思われる。)、『中華人民共和国地図』(地図出版社出版、外文出版社訳、1966年。この地図は北京発行の日本語版であるため、中国本土の部分には、その地名が、日本で使用されている漢字で印刷されている。ただし、なかでもシンチヤンウイグル自治区、チベット自治区、青海省などの少数民族地域の地名には、現地音よみのカタカナでルビがふられている。その点からいえば、この地図は、部分的には漢語表音化を(少数民族地名に)ほどこしたものと見える。また、周辺の家すなわちソ連やベトナムなどの地名はカタカナで表記されている。)、『中華人民共和国地図集』(地図出版社編集製作出版印刷1972年)、『中国地図冊(ZHONGGUO DITUCE)] (図葉内には、漢語表音はない、1973年)、『中華人民共和国分省地図集』(地図出版社編集製作出版印刷1974年。この地図帳には、「中華人民共和国分省地図集地名索引」がついているが、その配列は、地図に漢語表音がほどこされてないことから、当然地名の頭文字の部首筆画順となっている。ただし、漢語表音によっても参照できるように、地名の頭の文字についての漢語表音検字表がついている。「簡要説明……6 為便利不熟悉部首的讀者使用索引、特附《地名首字漢語拼音檢字表》和《地名首字筆画檢字表》。可根据地名首字的筆画或漢語拼音的声、韵母的次序查到所需地名的索引」とある。)、『亜州地図 (YAZHOU DITU. 図葉内には漢語表音はない。)]⁽⁴⁴⁾ (地図出版社編集製作出版1975年)の中国の部分などがそうである。この間、1974年に600万分の1漢語表音版『中華人民共和国地図』が地図出版社から編集製作発行印刷された⁽⁴⁵⁾が、今のところ、まだ、系統的に表音による地図が作成されているというわけではない。したがって、地名の分野にまで漢語表音が活用されるには、もう少し時間がかかる。中国の国内においては、実際の場面での漢語の表音による表記は、漢語地域をのぞき、少数民族地域の言語すなわち漢語とは異なる言語からの翻訳を最初に行なうべきではない。つまり、前章で考察した表式のうち①、②のパタンの前半の過程が実行されねばならない。この際、まず、外国の人名、地名の翻訳のとき、魯迅らが主張した“単純な音訳”が行われる。これは現地音よみ主義をつらぬくならばきわめて妥当なものであろう。

しかし、ここで少数民族地域の地名が、文字では、できるだけ現地音に忠実におきかえられたとしても、漢語の性質上、それを再び発音する際には、かなり異なったものとしてたちあらわれる。すなわち、それは、漢語が本来単音節的な構造を有するためであり、一音節が一つの意味を表現するには、きわめて有効な言語であるが、音節自体に注目すれば、音節と

音節の構成部分をあらわすための表記には、ほとんど役をなさないことから生じる。だから、少数民族地名を“単純に音訳する”ということは、現地語—漢語の1対1対応を行い“漢字でルビをふる”という形になるということなのだが、その少数民族語が単音節的な構造の言語でない場合、ルビをふったトタン、原語とは異った音が表現されてしまうのである。たとえばシンチヤンウイグル自治区の日本語でのウルムチは、漢字では烏魯木齊をあてるが、それをそのまま表音したとすれば、Wūlǔmùqí、プクシャマラルは布克沙馬拉勒で、Bùkè-shāmǎlālè、内蒙古自治区のフホトは呼和浩特で、Hūhéhàoté、ダルハンムミンアン（連合旗）は達爾罕茂明安（連合旗）で、Dǎ'èrhǎnmào míng'ān、チベット自治区のシガツェは日喀則で、Rìkǎzè、クンプチャンタは、工布江達で、Gōngbùjiāngdà となる。わが国でも、このような表現にとどまる傾向がある。たとえば1961年出版の香坂順一、太田辰夫の『現代中日辞典』、また、1963年の倉石武四郎の岩波『中国語辞典』は、“漢語表音方案”によってその語彙を“完全にローマ字順に排列”した、わが国では“先駆的”な辞典であったが、少数民族の地名についてはこの種の表現にとどまっている。すなわち、原地名→漢（字）訳→その漢音よみ、にとどまっているのである（たとえば、ウルムチ Wūlǔmùqí などのように）。これでは、少数民族による現地音はまったく考慮されていず、地名についての“漢語中心”主義、いわば“中華思想”であり、正しいものではない。

したがって、前章で考察したごとく、和林格爾の表音を Héliń'gè'ěr とせず、Horinger としたように、その少数民族語の音を忠実に置きかえる漢語の表音上の工夫⁽⁴⁶⁾が必要であったのである。そしてついに、1965年には、後述のごとく中華人民共和国国家測量製図総局と中国文字改革委員会が「少数民族語地名的漢語拼音字母音譯轉寫法（草案）」および「幾種少数民族語地名的漢語拼音字母音譯轉寫法、(一)維吾爾（ウイグル）語、(二)蒙古語、(三)藏（チベット）語」⁽⁴⁷⁾が発表され、地名に関する今までの事実上の“漢語中心”主義が改められる可能性を生み出したのであった。また、その後、1974年には、中国文字改革委員会と中華人民共和国国家測量製図総局とによって「中国地名漢語拼音字母轉寫法」⁽⁴⁸⁾が、さらに昨年1975年には「關於用漢語拼音字母拼寫中國人名地名的幾點說明」⁽⁴⁹⁾が、中国文字改革委員会によって発表された。このことは、現地音よみ主義を徹底するということである。現地語を漢字に移し（先の漢訳のパタンのうちの①および②の過程の前半部）、先述のごとく、まず、それぞれの漢字の“音”を基礎にしながら（すなわち、従来はここでとどまっていたわけである）、表音を工夫することによって、その“音”をこえた少数民族の音を、なるべく正しく反映させようとするものであった。ある意味では、長年の漢語の特徴をうちやぶったともいえる画期的なことであった。こうしてようやく、ウルムチ（烏魯木齊）は Ürümqi、プクシャマラル（布克沙馬拉勒）は Buksamaral と、フホト（呼和浩特）は Huhhot、ダルハンムミンアン連合旗は Darhan Mumingan（連合旗）と、シガツェ（日喀則）は Xigaze、クンプチャンタ（工布江達）は Gongbo'gyamda と表現されることになった。ここで、漢語の特徴とは、たとえば日喀則の“日”は本来 rì であり、xi という他の音をもたないということである。それは漢語では基本的には、“太陽”のことを rì という単音節で示し、その rì を“日”という字でうけること、すなわち、一つの音節→一つの意味→一つの文字という対応を示すことからくるものであった（なお、先にあげた『現代中国辞典』、岩波『中国語辞典』は、1965年以降、現在にいたるまで、少数民族地名の表現はそのままであり、地名に関する“中華思想”は訂正されていない）。

かくて、Ürümqi などという表現法をとり入れるには、少数民族語が、“漢語中心”主義によって、その地位をうばわれぬようにすること、また、それには、言語をも含む少数民族の地位そのものの確立が必要であったのである。

ロ) “漢語中心”主義の克服と少数民族地名

少数民族地名の表現について、彼らがそのもととする少数民族語は、中国では多くの語系からなり、すべての民族が文字をもっているわけではないが、用いている文字もさまざまである。たとえば、回族の場合は漢語を使用している。宗教的にはイスラム教徒であるが、アラビア語、ペルシャ語は使用せず、漢語のなかに、宗教用語としてのアラビア語、ペルシャ語の語彙を混入⁽⁴⁸⁾させているのみである。そのため、寧夏回族自治区、陝西、甘肅、四川各省、シンチヤンウイグル自治区などに集中しているが、彼らの居住する地域の地名は、漢語で表現されている。これは、7世紀ころからの彼らの中国への移住のなかで、いわば、歴史的に形成されてきたものであり、とくに問題はない。また、1958年に開かれた第2回少数民族語言文化科学討論会で制定された少数民族の文字制定に関する5項目の原則のうちの第4項に、長期にわたって、漢語やその他自己の文字を使ってきた場合、とくに別の文字を創る必要はない（有些民族長期以来已經使用了漢語漢文或其他民族的語言文字，這種文字實際上已成為這個民族自己的語言文字，不再別外創制文字。）⁽⁴⁹⁾と制定していることから、回族地名は漢語の表音化によって解決する。しかし、回族の場合は、むしろ、例外的なものである。その他の場合、少数民族地域の地名表記は、地名をもふくむその少数民族の言語が、まず、それにふさわしい文字で表現され、漢語と対等の地位にまで向上していなければならない。

シンチヤンウイグル自治区においては、ウイグル族、カザフ族を中心に、多くの少数民族が居住している。ウイグル族の場合、アラビア文字系統のウイグル文字を使用していたが、右から左への横がきのゆえに、数式、楽譜が“逆転”するという現象があり、また、文字自体が複雑であることなどから、解放後ずっと、文字改革の要求が彼らのなかにあった。そこで、1959年以来、文字改革が研究され、1964年、シンチヤンウイグル自治区第3回人民代表大会第1次会議で、“ウイグル語新文字方案”が通過し、ついでカザフ族の“カザフ語新文字方案”が通過し、1965年から推進された。その内容には、“漢語表音方案”が考慮されていることが明らかであり、“漢語表音方案”と字母（ローマ字）、よみ方の上でほぼ共通しているといえる。幾種少数民族語地名的漢語拼音字母音譯轉寫法を参照せよ。したがって、漢語表音による地名は、ウイグル語の表現をそのまま使用すればよいことになる。新文字制定の意義については、「新文字既能充分表達兩族語（ウイグルおよびカザフ族、筆者）的特点，又能適應兩族語不斷發展的需要。新文字字母構形清晰，便於學習和使用，有利於加快識字速度。新文字也為打字，印刷和電報通訊設備的現代化，提供便利條件。推行這種新文字，還有利於中國各族語言共同成分的不斷增長，有利於增強中國各族的團結和維護全國的統一。現在，整個自治區学会使用新文字的人數，已達二百多萬，大大超過從前使用舊文字的人數了。」⁽⁵⁰⁾とあり、生活の向上、民族の団結と使用人口の増大に大きな影響のあることを示している。

蒙古語では、表音文字のいわゆる“回紇文字”が使用されてきた。蒙古語の図書は、1966年以来、10年間に1,000余種、2,330余万冊発行され、解放後からその時点までの図書にくらべ、発行部数は1.7倍に達している⁽⁵¹⁾。蒙古語を使う人々に、内モン自治区、吉林、黒龍

江、遼寧、甘肅、河北の各省、寧夏回族自治区、シンチャンウイグル自治区の9省、自治区を中心に拡がっており、彼らの文学をはじめ、最近では、『紅樓夢』、『水滸』、『中国古代思想史』などの蒙古訳本などが出版されている。彼らは、いわゆる“反動的蒙古貴族、牧場主和反動的宗教領袖”などからの解放なしには、その言語を確保しえなかった。モンゴル人民共和国では、文字改革の際ロシア文字を導入したが、中国の領域内の蒙古族の場合は、自己の文字の保有を希望しつつ、解放後の民族政策、言語政策によったわけである。

さらに、チベット族の場合、1951年の解放後「可動活字もなければ機械もなく、ジャーナリストも印刷労働者も」⁽⁵²⁾いない状態の改革がはじまった。1951年5月の“中国・チベット協定”では、「中華人民共和国の全民族の大家族中においては、民族的地方的自治が、少数民族の集結する地域に実現され、すべての少数民族は、自己の言語、文字を發展させ、自己の風俗、習慣、宗教的信仰を、維持または改革する自由をもち、中央人民政府は、全少数民族がその政治的、経済的、文化的、教育的建設事業を發展せしめるよう、援助すること」⁽⁵³⁾となり、17の項目のうち9で「チベットの現状にしたがって、チベット民族の言語、文字、学校教育は、徐々に發展せしめられる」⁽⁵⁴⁾ことが明記され、トラック、飛行機、原子などの単語すらない言語の改革がおこなわれたのである。チベット語自体で表現できない場合、漢語の音が導入された。これは、いわゆる“西藏の三個大領主即反動的的地方政權貴族和喇嘛”⁽⁵⁵⁾の支配による社会的状態の打破を前提とした漢族との協力からうみだされたものであった。そして、「漢族幹部和人民要嚴格遵守党的民族政策，尊重少数民族的風俗習慣，學習少数民族的語言文字。各民族間要互相信任，互相尊重，互相學習，互相幫助」⁽⁵⁶⁾のように、少数民族—チベット族の言語、文字を尊重するという、お互いの立場の確立が、あわせて追求されたのである。チベット族の地名は、したがって、チベット文学で表現されるが、漢語で表記する場合は後にふれるように、特別な規則を設けて、“漢語表音方案”によって書きかえている。

現在その他の多くの少数民族地域では、回族の例などを除き、彼らの言語と文字が使われており、それらはまた、それぞれの少数民族の地位の向上をめざすなかで確立されてきている。1954年に公布された「中華人民共和国憲法」には、その前文中において、民族の地位についての規定があり、解放後の一定の成果を総括的にのべ、以後の少数民族の地位向上のための方向を提示している。「わが国の各民族はすでに団結して、自由で平等な民族の一大家庭をつくっている。わが国の民族的団結は、各民族間の友愛と相互援助を發展させ、帝國主義に反対し、各民族内部の人民の共通の敵に反対し、大民族主義と地方的民族主義に反対することを基盤として、ひきつづき強化されるであろう。国家は經濟建設と文化建設をすすめる過程で、各民族の必要について配慮し、社会主義的改造の問題では、各民族の發展の特殊性に十分な注意をはらうであろう。」⁽⁵⁷⁾と。そして、第3条において民族の規定を明確にしている。「中華人民共和国は、統一された多民族国家である。

各民族は一律に平等である。いづれの民族にたいする差別と圧迫も禁止し、各民族間の団結を破壊する行為を禁止する。

各民族はすべて、自己の言語文字を使用し發展させる自由をもち、自己の風俗習慣を保持し、または改革する自由をもつ。

各少数民族が集居する地方では、区域自治を実行する。各民族の自治地方は、すべて、中華人民共和国の切りはなすことのできない部分である。」⁽⁵⁸⁾。これは、1949年に採択された

中国人民政治協商會議共同綱領の「各少数民族均有發展其語言文字……的自由」という規定をうけ、従来、文字をもたなかった民族の文字保有の権利設定をふくめて、言語、文字發展、民族の向上などの運動を、中国の社会主義建設というトータルな課題にくみこんだものである。それ以後は、文字改革委員会などの専門委員会の部分と五カ年計画などの全体の社会主義建設の部分とが結合されることとなる。従来の文字問題、民族問題に、より重層的な変化がつけくわわったと解釈してよい。すなわち、「一個迫切的政治任務(傍点筆者)」⁽⁵⁹⁾として中国では、与えられているものである。さらに、改革のテンポに、拍車がかけられたこともあげられよう。「規劃規定、在从1956年開始的兩、三年時間內、要普遍調查少数民族的語言、並幫助那些需要創制和改革文字的民族完成文字方案的設計工作。」⁽⁶⁰⁾と。また、このころから、同時に、漢語そのものについても、改革のテンポがはやまっている点にも注意すべきである。彼らは、その目標を、“民族統一語”ということにおいている。「對於漢語語音、語法、詞彙和漢字改革的的研究也做了不少工作。現在漢字簡化的工作已經到了實行的階段。進行了方言調查和關於詞彙、語法研究、為漢民族的『民族統一語』準備了条件。同時、還擬訂了漢語拼音文字方案的草案」⁽⁶¹⁾と。これをうけ、1958年の段階、すなわち漢語表音方案制定以後においては、とりわけ改革のテンポが高まり、いくつかの少数民族のなかにラテン字母をはじめ、その他の形式による文字が創られ、少数民族の文字保有率はたかまった。そして、各少数民族地域の地名は、自らの言語でまず表わし、それをさらに漢語表音化（ラテン字母を使う少数民族語の場合は、ほぼそのまま）によって全国的、一般的表現をとる作業を行ったわけである。この間、僮（荘、チワン、広西チワン族自治区など）、苗（ミャオ、貴州省など）、彝（イ、雲南、四川省）、侗（トン、貴州、湖南省など）、哈尼（ハニ、南雲省）、傣（リス、雲南省）、黎（リー、広東省海南島）、納西（ナン、雲南省）族などが表音文字を創り、傣（タイ、雲南省）、拉祜（ラク、南雲省）、景頗（チンパウ、雲南省）などの民族が文字を改革した。

このような工作の進展⁽⁶²⁾のなかに、いくつかの経験あるいは方向ともいべきものがうまれている。すなわち、

① あい異なる状況に応じて、少数民族の文字を創るか、改革するかは、少数民族の文字の問題を解決する重要な原則であること。

② 少数民族語の工作中では、各民族語を一步一步漢語に近づける方向でとらえなければならないこと。

③ 少数民族語を發展させるなかで、少数民族が同時に漢語を学習する要求を満足させなければならないこと、の3点である。

かくて、少数民族の地位向上とともに、少数民族語の地位が向上し、ひいては、地名表現の基礎となる少数民族語によって地名表記の確立が示されているといえる。しかし、最近では、とくに「文化大革命」以降の検討すべき傾向について指摘しなければならない。それは、先の民族語工作中的②、③の経験とも関連しているもので、少数民族の伝統的な風俗、習慣の尊重（ひいては、それを表わす語の尊重）、各民族間の相互援助などの比重が軽くなってきたということである。中国内において、漢族はほぼ95%をしめるため、当然ながら、少数民族に大きな影響を与えており、少数民族語のなかにも漢語がはいる。先のチベット語の例のように、それは新しい概念を示す語に多いため、少数民族の風俗、習慣など以前からの語彙が、「漢語に近づける方向」で部分的には“急速”にかえられているということである。

また「文化大革命」以降，“相互援助”による漢語の翻訳物が多いが『論孔丘』、『孔丘教育思想批判』など，一般的，政治的なものの比率が高く，民族によっては，少数民族の独自性がとぼしいことなどである。この傾向は，文字改革，漢字の表音化，少数民族地名の表記の確立が，1954年「中華人民共和国憲法」制定によって，ドラスティックに展開されたことと同様の理由によるといってよい。現行憲法は，1975年1月に採択されたものだが，1970年1973年と2度の草案採択をへて完成したものである。そのなかの“少数民族”の規定に，1954年憲法からの後退がみられるのであり，それがまた，現実の少数民族政策に反映しているのである。先に引用した1954年憲法の前文の民族に関する規定は，2つの草案にはなく，また1975年憲法にも，まったく記載されていない。さらに，これら3つの草案，憲法とも，第4条に“民族の位置”の項があるが，そこでは，表現のちがいはあるものの，先に引用した1954年憲法のそれと対応する第3条のうち，「いかなる民族にたいする差別や圧迫をも禁止し，各民族間の団結を破壊する行為を禁止する。……（すべての自己の言語文字を使用し）発展させる自由をもち，自己の風俗習慣を保持しまたは改革する自由をもっている。」という部分が見事に削除されているのである。1975年憲法第4条では「中華人民共和国は統一された多民族国家である。民族の区域自治をおこなっている地方は，すべて中華人民共和国の不可分の一部である。

各民族は一律に平等である。大民族主義と地方民族主義に反対する。

各民族とも自分の言語文字を使用する自由を有する。」とある。最近の少数民族語工作の傾向は，この憲法における民族の地位の規定の“後退”と無関係ではない。「憲法は現在について語」⁽⁶³⁾るものだとするならば，前文の該当部分，条項の部分的削除は問題のあるところである。

ハ) 漢語表音と少数民族地名の対応

少数民族語の位置，さらに地名の表現については，このような社会的背景や傾向を考慮しなければならない。したがって，地名の表現については技術的諸問題のみに目をむけてはならないが，少数民族地名の漢語表音化の問題は，実際の場面においては，どのようにその音を表音するかという問題である。そのため少数民族地名を日本語に移す場合，どのような約束事をするかという技術的な問題はさげられないことである。先述のごとく，1958年の“漢語表音方案”制定によって少数民族語の漢訳のときに漢語のもつ単音節の傾向を打破する可能性をつくったが，烏魯木齊が Wūlǔmùqí ではなく，現地音により近い Ūrūmqi とよむには，一定のかきかえの法則をまとめなければならないのである。それには，民族語の表音化が前提となったが，“漢語表音方案”制定後7年，その準備期間をいれると10年余かかったのである。それは1965年の中華人民共和国国家測量製図総局と中国文字改革委員会による“少数民族語地名の漢語拼音字母音譯轉寫法（草案）”で，詳細なかきかえ方が示され，1974年の中国文字改革委員会，中華人民共和国国家測量製図総局による“中国地名漢語拼音字母拼寫法”および1975年の中国文字改革委員会による“關於用漢語拼音字母拼寫中國人名地名的幾點說明”に結集された。それらは次のとおりである⁽⁶⁴⁾。

少数民族語地名の漢語表音字母音訳書きかえ方（草案）
（少数民族語地名的漢語拼音字母音譯轉寫法）

中華人民共和國國家測量製図総局
中国文字改革委員会

総 則

第1条 少数民族語地名の漢語表音字母音訳書きかえ方の用途は次のごとし。

- (1) 地図の測量製図工作中、少数民族語地名を調査し記録する記音の手段として
- (2) 漢字音訳地名の正確さを高め、あわせてその統一的よりどころとして
- (3) 字母の順序によって地名の資料と索引をくらべ、はやく検索できるように
- (4) 漢語表音のなかで、少数民族語地名を音訳書きかえるよりどころとして
- (5) その他。

第2条 音訳書きかえ方は“漢語表音方案”のなかの26字母、2つの付加符号および1つの隔音符号に限定使用する。書きかえと記音を比較的正確にするために、音節構造は漢語準標語の音節形式の制限をうけないでもよく、隔音符号は、各種類のものが、容易に混じる場合に適用でき、記音するとき、付加符号は、特定の字母の上につけくわえ、特殊な語音を表わすことができる。

少数民族がラテン字母をもっていれば、音訳書きかえのとき、その文字による。“漢語表音方案”のものおよび用法が同じかあるいは近い字母は、一律に書きうつし、異なるかあるいは遠くない字母は、書きかえの方式を別々に規定する。文字がラテン字母式でないとき、字母とよみ方にもとづいて、相応するラテン字母をわりあてる。文字がないものは、通用語音にもとづいて標記する。

第3条 状況の特殊な地名は、下記の方法を参照して処理する。

- (1) 慣用的な漢字訳名がたとえば一部分音訳で、一部分が意識の場合、その音訳の部分は、当該民族の原名にもとづき、音訳書きかえ方を用いてかく。意識の部分は固有名詞の部分の形容詞、補語および普通名詞の部分をつくめて、漢字の注音によってかく。
- (2) 慣用的漢字の訳名がたとえば抄訳の場合、具体的状況をくみ、あるものは原名の全部の音訳によって書きかえ、あるものは抄訳の漢字の注音によってかく。
- (3) 漢字の訳名がすでに漢語形式に変化（いわゆる漢語化）している場合、あるいは地名が、もともと少数民族に由来し、現在その地の多数の住民に漢語が通用している場合、漢字の注音によってかき、必要なとき、原名の音訳かきかえ方に注意する。
- (4) 慣用的漢字音訳地名が、たとえば、今日のその地の少数民族語の地名と異っている場合、漢字の注音によってかくことができ、同時にその地の少数民族語の音訳書きかえ方に注意する。
- (5) その他の特殊な状況は、具体的に考慮し処理する。

第4条 現在、まず、ウイグル語、蒙古語およびチベット語（ラサ語）の地名の音訳書きかえ方を立案し、その他の少数民族語地名の音訳書きかえ方は、ひきつづき立案計画していく。

二、三種類の少数民族語地名の漢語表音字母音訳書きかえ方
 (幾種少数民族語地名的漢語拼音字母音譯轉寫法)

(1) ウイグル語

ウイグル文 現 行 字 母	ا	ب	س	د	ئ	ف	گ	خ	ئى	ج	ك	ل		
ウイグル文 新 字 母	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
国際音標文字	a	b	tsh	d	e	f	g	x	i	dʒ	kh	l		
漢語表音字母 音訳かきかえ方	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
ر	و	و	پ	چ	ر	س	ت	ئۇ	ۇ	ئى	ي	غ		
m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z	q
m	n	o	ph	tʃh	r	s	th	u	v	w	ʃ	j	z	ʁ
m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z	g,ǰ
ھ	ق	س	و	ئ	ز	ڭ								
h	k	ə	o	ü	z			ng						
h	qh	ε	ø	y	ʒ			ŋ						
h,h	k,k̂	a,ä	o,ö	ü	y (音節頭) j (音節尾)			ng						

説明：(1) ウイグル語地名の音訳書きかえは“ウイグル語新文字方案”(1964年シンチャ
ンウイグル自治区第3回人民代表大会第1次会議通過、同年10月國務院批准をへて実施)
で書いた地名をもとにする。

(2) 音訳書きかえ方のなかで、無符字母と加符字母がならんでいるものは、一般には無符
字母を用いてかき、地名記音には加符字母を用いる。

(2) 蒙 古 語

蒙 古 文 字	母	ᠠ	ᠡ	ᠢ	ᠣ	ᠤ	ᠥ	ᠦ	ᠦ	ᠦ
国際音標文字	母	a	ə	i	o	u	o	u	o	u
漢語表音字母 音訳かきかえ方	音	a	e	i	o	u	u,ô	u,ü		
子	音	n	p	x	k	tʃ	j	th	t	m
音	音	n	b	h	g	j	y	t	d	m
ᠮ	ᠮ	ᠮ	ᠮ	ᠮ	ᠮ	ᠮ	ᠮ	ᠮ	ᠮ	ᠮ
tʃh	r	s	ʃ	l	w	f	ph	kh	ŋ	
q	r	s	x	l	w	f	p	k	ng	

- 説明：(1) 蒙古語地名の音訳書きかえは、文語と口語（^{チヨラン}正藍(Xulun Huh, 筆者)族，^{バリン}巴林右旗）とが結合した習慣的読み方を標準とする。
- (2) 蒙古語の単母音は長短にわけられ、一般には、長短分けずにかき、地名の長母音記音には、2つの字母を用いて表示する。
- (3) 音訳書きかえ方のなかで、無符字母と加符字母がならんでいるものは、一般には無符字母を用いてかき、地名記音には加符字母を用いる。
- (4) 口蓋化子音の書きかえのときには、子音のあとに母音 i をくわえる（たとえば gobi 戈壁）。

(3) チベット語

チベット文字母	声	ཀ་ཀ་*	ཁ་ཀ་**	ང་	ཅ་ཅ་**	ཆ་ཆ་**	ཉ་	ཏ་ཏ་*
国際音標文字		k	kh	ŋ	tɕ	tɕh	ɲ	t
漢語表音字母	母	g	k	ng	j	q	ny	d
音訳かきかえ方								
ཐ་ཐ་**	ན་	པ་པ་*	ཕ་ཕ་**	མ་	ཚ་ཚ་*	ཛ་ཛ་**	ལ་	ཤ་ཤ་*
		th	n	p	ph	m	ts	tsh
		t	n	b	p	m	z	c
								w
								ɕ
								s
								j
								w
								x
								s
								y
ར་	ལ་	ཉ་	ཁ་ཁ་*	ཁ་ཁ་**	ག་ག་*	ཁ་ཁ་**	ཉ་	ཉ་
r	l	h	c	ch	tɕ	tɕh	ɕ	ɕ
r	l	h	gy	ky	zh	ch	sh	lh
韻	ཨ་	ཨག་ཨགས་	ཨང་ཨངས་	ཨལ་ཨལི་	ཨད་ཨམ་	ཨན་	ཨང་ཨངས་	ཨན་
	a	aʔ,ak	aŋ	ɛ	ɛʔ	ɛ̃	ap	
母	a	a,ag	ang	a,ä	a,ä	an,än	ab	
ཨམ་ཨམས་	ཨཉ་	ཨར་	ཨི་ཨིལ་ཨིལི་	ཨིག་ཨིགས་	ཨིད་ཨིམ་	ཨིང་ཨིངས་	ཨིན་	
am,em	au	ar	i	iʔ,ik	iʔ	iŋ	ĩ	
am	au	ar	i	i,ig	i	ing	in	
ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	
ip	im	iu	ir	u	uʔ,uk	uŋ	y	
ib	im	iu	ir	u	u,ug	ung	ü	
ཨིད་ཨིམ་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིལ་ཨིལས་	
yʔ	ÿ	up	um	ur	e	eʔ,ek	eʔ	
ü	ün	ub	um	ur	e	e,eg	e	
ཨིང་ཨིངས་	ཨིན་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིམ་ཨིམས་	ཨིར་	ཨི་	ཨིག་ཨིགས་	ཨིང་ཨིངས་	
eŋ	ẽ	ep	em	er	o,ö	oʔ,ok	oŋ	
eng	en	eb	em	er	o	o,og	ong	
ཨིལ་ཨིལས་	ཨིད་ཨིམ་	ཨིན་	ཨིལ་ཨིལས་	ཨིམ་ཨིམས་	ཨིར་			
ø	øʔ	ø̃	op,öp	om	or			
o,ö	o,ö	on,ön	ob	om	or			

* 前置または上置字母をつけくわえることのあるものを示す。

** 前置または上置字母をつけくわえないものを示す。

説明：(1) もとの音訳書きかえ方はラサ語音を基準とし、アント（安多）方言およびカム（康）方言は参照ならびに補充使用ができる。

(2) チベット語（ラサ語）には声調があるが、一般には、省略してかき表示しない。地名記音のとき、たとえば、声調を表記する必要があるときには、声節の右上角にアラビア数字を書けばよい。¹(ㄨ53調), ²(ㄨ35調), ³(ㄨ55調), ⁴(ㄨ15調)と。

(3) チベット語（ラサ語）の喉破裂音の韻尾（？）は、漢語表音字母を用いて音訳書きかえるときには省略できる。ただし、2音節語の第1音節（動詞および第2音節が軽声である語は除外する）および多音節語において、連続する2つの音節の前の音節が[k]と読まれるときには、漢語表音字母 g を用いて書きかえる。

(4) チベット語（ラサ語）のふつう母音ではじまる音節は、たとえば、降調あるいは高平調の場合、まえにはみな軽微な喉破袋音（？）を有する。たとえば、昇調の場合、まえにみな、有声喉音 [ŋ] をもち、音訳書きかえ方は、みな無声母として処理する。

(5) 鼻化韻母 [ã] [õ] [ũ] は、2音節語の第1音節にでてくるだけであるが、漢語表音方案のなかの韻母 an on un を用い、分けて表示する。

(6) チベット語文語の同音の声母は比較的多く、音訳書きかえ分のなかでは、ただ、もっとも基本的な字形だけを書く。

(7) 音訳書きかえのなかでは無符字母と加符字母とが並列されているのは、一般には、無符字母を用いて書き、地名記音には加符字母を用いる。

中国地名の漢語表音字母綴り方（中国地名漢語拼音字母拼寫法）

1. 漢語表音字母を用い中国地名を書く場合、漢語地名は標準語により書き、少数民族語地名は“少数民族語地名の漢語表音字母音訳書きかえ方（草案）”によって書きかえる。

2. 漢語地名では、固有名詞と普通名詞はわかし書きをする。村鎮の名称は、固有名詞と普通名詞とに区分せず、名音節はつづけて書く。

たとえば、黒竜江／省、通／県、台湾／海峡、泰／山、福海／林場、周口店、旧県、王村、西峰鎮、大虎山、大清河

3. 漢語地名中の付加形容詞は、一般に固有名詞および普通名詞の構成部分にする。

4. 少数民族地名のなかの固有名詞に普通名詞は、一般にわけてかく。

5. 少数民族語地名のなかの普通名詞と付加形容詞は、習慣上意識あるいは音訳されたもの、あるいは音訳後さらに意識されたものも、一般にみな、漢語の習慣によって書く。意訳の部分は漢字によって注音をほどこし、音訳の部分は民族語によって書きかえる。

6. 地名の頭文字は大文字にする。地名がいくつかの節にわけて書かれる場合、各節の頭文字もみな大文字にする。

7. 特殊な地名は、特別に処理する。

中国文字改革委員会

中華人民共和国国家測量製図総局

1974年5月

漢語表音字母を用いて、中国の人名・地名を書くことについてのいくつかの説明（關於用漢語拼音字母拼寫中國人名地名的幾點說明）

1. 漢語表音字母を用いて、中国の人名・地名を書くことは、ローマ字母を用いて書く各種の語文、たとえば英語、ドイツ語、スペイン語、エスペラントなどに通用する。
2. 中国の人名・地名のローマ字母綴り方が漢語表音字母の書き方に改められてからのち、口訳および放送のなかでのわが国の人名・地名の読み方は、相応に改変しなければならない。
3. その他、ローマ字母を用いて音訳しなければならない漢語の単語も、また、漢語表音字母の書き方に改めなければならない。たとえば、わが国の歴史王朝名、新聞雑誌名、度量衡単位名、貨幣単位名など。
4. 若干のよく知られる著名な中国の歴史上の人物で、もともと慣用的な綴り方をもつもの（たとえば孫逸仙など）は、あらためずに、旧綴り方を用いることができる。また、漢語表音字母に改めることができ、そのあと旧綴り方を（ ）でつつんでおく。

中国文字改革委員会
1975年3月

少数民族語から漢語への表音かきかえは、こうして中国国内で比較的多数をしめるウイグル、蒙古、チベット族の言語、地名からその実例が示されることとなった。しかし、“少数民族語地名的漢語拼音字母譯轉寫法”第4条でのべられたその他の少数民族語に対する地名の音訳書きかえは、他の少数民族語の文字創造、文字改革が完了していない状況を反映し、あまりその進展をみせていない。また、漢語地名の表記自体についても、少数民族地名と同様に黒竜江／省などとする新しい方法が、“中国地名漢語拼音字母拼寫法”として提案されたのが、1974年であり、それよりも少し大衆むけに公表されたと考えてよい“關於用漢語拼音字母轉寫中國人名地名的幾點說明”が公布されたのが1975年である。その点からいえば、漢語表音方案にもとづいて、くりひろげられてきた漢語地名、少数民族地名の表現の確立は、やっとその最初の準備段階をおえたばかりといえよう。そして、これからは、“幾種少数民族語地名的漢語拼音字母譯轉寫法”におけるウイグル語の場合のように（その字母が o — g , g , $ə$ — a , $ä$ など若干の非対応をなす例外を除けば）、漢語表音字母とほとんど同じであるようなラテン字母がその“確立”のための中心にすえられるのは明らかであろう。

お わ り に

この方向は、魯迅らがくりかえしのべたことと一致する。しかし、解放前の中国は、漢字自体が少数の人々ににぎられた、“文字なき”、“声なき”中国であった。延安などのうごきも部分的なものであった。また、解放後、ただちにとりくまれた、文字を人々にとりもどす運動も、社会主義建設との結合という実践的課題の遂行という場面で、数年をへて“文字改革、漢語表音化”案を得たのである。この長い歴史は、地名の表記法の確立も改革へのやっとなり第一歩にすぎないこと、また、少数民族語の表音ひいては漢語表音との関係も、単なる固有名詞としての地名の語から語への翻訳という技術的なもののみその焦点があるのではなく、あくまでも民族の地位の向上なしには解決しえないものであることを明らかにしてきた

のである。1954年の憲法において規定された大漢民族主義、地方民族主義克服の問題の存在は、だが、少数民族の地位の向上が困難な仕事であるということの意味し、1957年に毛沢東をして次のことをいわしめている。「漢民族と少数民族とのあいだがらをよくすることが、絶対に必要です。この問題にたいする鍵は、大漢民族主義の克服です。少数民族の中に地方民族主義があらわれているところでは、その地方民族主義を同時に克服しなければなりません。大漢民族主義にしる、地方民族主義にしる、どちらも各民族の団結、人民の団結のために不利なものでありますから、これは人民内部の矛盾の一つであって、克服しなければなりません。」と。同年には、「独立的維吾爾斯坦（独立のウイグルスタン）政府」、「東土耳其斯坦伊斯蘭（東トルキスタンイスラム）共和国」への設立への動きや「蒙漢分治」の要求があらわれている。いずれも、未発におわったり、続く反右派闘争などで鎮静されたりしているが、文字の制定、文化の向上、生活の充実などという具体的成果のつきかさねのなかで、克服しなければならなかった。最近では、先述したごとく、大漢民族主義反対をとらえた同じ毛沢東らによって、「文化大革命」をへて実施された1975年新憲法前文における“民族条項”の捨象、条項の一部削除という問題が生まれた。少数民族中、最大の人々をほこるチワン族にとって「民族画報」チワン語版の再刊は、ずっと延期されてきた。これらの現象は、すべて、大漢民族主義、地方民族主義の克服がいかにもむずかしいかをあらためて示すものであり、今後とも、ジグザグコースをたどっていくことは必至である。

くりかえしてのべてきたように、地名表現の問題は、このような民族の地位の向上、その他の民族的諸課題の解決などとの関連⁽⁶⁵⁾においてとらえなければならない。中国の地名表現は、漢語地域の その場合 漢語表音方案によるため、現地音よみ主義をとるには、日本語では、カタカナの表現をいかにするかが問題となった。ただ、一般的には、漢字によって表現されるため、むしろ、簡体字の処理をどうするかに当面の問題があった。少数民族地域名を表現する場合、彼らに文字があることを“前提”とし、その音を漢語表音方案によってあらわすことからはじまった。そして、ここでいう“前提”の実現には、少数民族の諸問題の解決が必要であったのである。少数民族の意志が尊重され、“前提”の内容がととのった上で、少数民族地名の漢語表音化の作業が始まった。そして、少数民族語の地名音＝漢語表音を実現するために、いくつかの符号を作ることによって漢語表音字母音訳かきかえ方を考案したのである。しかしながら実際には、現在、少数民族語地名を漢語になおす場合、まだ漢字であらわしている。その漢字は、たとえば、烏魯木齊の場合、Wūlǔmùqíではなく、Ürümqi とよんだ。いいかえれば、漢字では烏魯木齊 (Wūlǔmùqí) は烏魯木齊 (Ürümqi) なのである。つまり、たとえ、その少数民族地名を漢字に翻訳したとしても、特別な漢語表音かきかえ方によって漢字という箱に音をこめてしまうのであり、漢字をみる人にとっては、表音されていない場合、厳密に言えば、現地音を知っていなければその漢字は“読めない”のである。こうなると、現地音にもとづいた音を表わすはずの漢字をならべても、一般には、ルビをほどこさねばならないのであり、また、そうなれば、もはやルビだけが必要となって漢字自体不要となるのである。したがって、将来、漢語表音化がさらに発展すれば、“關於用漢語拼音字母拼寫中國人名地名的幾點說明”にある“口訳”、放送のみに使用というだけでなく、地名（すなわち固有名詞すべて）はローマ字のみの表記で示されることになる。そして漢語の“世界文字共同的拼音方向”のための突破口となると思われる。だが、それには、いつでも少数民族の地位の確保、少数民族語の尊重と漢語自体の発展、そしてその普及

などが前提となるのはいうまでもないことである。

注

- (1) 『人民日報』, 1958年1月13日付所収。
- (2) 同上, 1958年2月14日付所収。これは、直接的には、1956年2月、中国文字改革委員会の発表した、“漢語拼音方案(草案)”, “關於擬訂漢語拼音方案(草案)的幾點說明”をうけ、さらに周恩来の“当前文字改革的任務”における文字改革の指示および“國務院關於推廣普通話的指示”における標準語の普及の指示をうけている。後者は漢語の統一の基礎について「這就是以北京音為標準音, 以北方話為基礎方言, 以典範的現代白話文著作為語法規範的普通話」とする。また、その普及のために12項目を設けている。とりわけ、少数民族地区における漢語普及の重要性についてふれているが、このことは後の章でとりあげるように少数民族地名の漢語による表現の前提のすみやかな創出に一定の意義を与えるものである。「各少数民族地区, 應該在各地区的漢人民大力推廣普通話。各少数民族学校中的漢語教学, 應該以漢語普通話為標準。少数民族地区廣播電台的漢語廣播應該尽量使用普通話。各自治區人民委員會可以根据需要設立推廣普通話工作委員會, 以便統一領導在各自治區的說漢語的人民中推廣普通話的工作。」と。これらの草案や指示は、1956年2月12日付『人民日報』所収。
- (3) 1950年代の後半におけるキャンペーン以来の一つの大きな“山”に相当すると思われる。「積極的に着実に文字改革をすすめよう」など、当面は、文字改革に集中しているようである。
- (4) これらには、学習《新民主主義論》の一点体会などの副題がつけられており、毛沢東理論の文字改革に対する“適用”についての展開が多い。しかし、「反擊右傾翻案風 加速漢字」は、いわば“漢字”をとりあつかう現場からの経験にもとづいており、漢字の字数制限、異体字の整理など、漢字改革への具体的な提言であり、検討しうるものである。なお、『人民日報』紙上では、いまのところ1958年の1月下旬から2月上旬にみられた漢語表音方案についての連続解説といった集中的啓蒙はみられない。
- (5) 同上、「反擊右傾翻案風 加速漢字」。
- (6) 倉石武四郎、工藤篁によれば、この方法は「いわゆる集中法(Intensive method)の中国版」の一般化ととらえている。「中国における言語問題の本質とその発展」, 倉石武四郎編『変革期中国の研究』所収。p. 20. 1955.
- (7) 先の1976年7月18日付『人民日報』所収、「工人階級就是要占領文字的改革陣地」。
- (8) 『魯迅選集』(以下選集と表記する)第11巻, p. 284.
- (9) 郭沫若: 怎樣看待群眾中新流行的簡化字?, 『紅旗』, 1972—4, p. 10. ここでは、簡体字すら“過渡期”の産物にすぎないのであり、魯迅らについて強力な“ローマ字化”を主張している。本溪の労働者が『紅旗』の編集部あてに、大衆のなかの簡体字とも違った新しい略字の流行をどう考えるかとたずねた手紙に対する返事として、郭沫若に執筆が依頼されたものである。ちなみに、郭沫若は、「日本文字のローマ字化は、私たちよりもずっと容易です。だが、障害は私たちよりもずっと多いでしょう」とのべている。
- (10) (1), (2)の呉玉章報告。その他、「拼音字母在将来還可以用來解決電報, 旗語以及工業產品的代号等問題」をあげる。
- (11) 彼らのなかでも盧翹章は先駆的な役割をはたしたが、「音標文字が簡易で象形文字の困難なことは認めるが、漢字は中国国粹の源泉で、一切の文物の根本だから廃止はできない。むしろ漢字のほかに音標文字を作り漢字と並行すべきである。その音標としては日本の片仮名の例によるか、またはローマ字を借りるほかはないが、その点、盧翹章の著述は子音が不完全であったり、声調が不足であったり、書きかたがおかしかったりして、これを全国通用の標準音標にすることができない」(倉石

- 武四郎：『漢字の運命』p. 47, 8. 1952.)として、認められなかった。他の人々も、ほぼ同様の扱いをうけた。
- (13) 「門外文談」のなかで、魯迅は、「社会においては、倉頡も一人にとどまらず、刀の柄に絵を刻むものもあれば、門の扉に絵を描くものもあり、心から心へ、口から口へと伝わって、文字はだんだんふえてきて、吏官はそれを採集すると、なんとか記録するのに間にあった。中国文字の由来も、恐らくこの例に洩れないだろうと思われる」とのべている。文字の発生における大衆性について展開する。さらに、「私はこの倉頡の画像を見たことがある。眼の四つある年取った行脚僧であった。文字を造るほどだから、まず容貌からして変わっていなければならないと見える。私たちのような眼が二つしかない人間は、才能が不足しているばかりでなく、容貌の点でさえ不適格なのだ」と皮肉を忘れない。魯迅：門外文談，1934，『選集』第11巻所収。p. 59, 56.
- (14) 余銘というペンネームで書いた評論集『准風月談』所収の「中国文と中国人」によれば、中国をよく“理解”していると思われていた“第一等の外国人”とはスウェーデン人、カールグレンのことである。彼の著書『中国語と中国文』は、高本漢という“中国化した”名前で訳された。魯迅の評論の題「中国文と中国人」は、あきらかに“高”の題をうけている。この“外国人”は「中国の文字は美しく可愛い貴婦人のようであり、西洋の文字は有用だが美しくない下婢のようである」として、漢字の高妙文雅な字彙の豊かさをいっそうみのらせるよう主張した。つまり、文語崇拜により、文字、文学をさらに、大衆から遠ざけようとした。魯迅はもちろん、逆の、文字、文学の大衆化をめざしたのである。「中国文と中国人」(1933)は『選集』第10巻所収、p. 118~120.
- (15) 同上、p. 119.
- (16) 1934年『選集』第10巻所収。p. 252.『准風月談』につづきかかれた評論をあつめた『花辺文学』所収の「漢字とラテン化」(ペンネーム仲度で執筆)による。
- (17) 同上。p. 252~253.
- (18) 魯迅の曹聚仁(評論家)あて、1933年6月13日付の手紙。『選集』第13巻所収、p. 46. それゆえに魯迅は新しい文学を、“よき青年に”期待した。「中国の青年で、死んでも屈しなかった者は、いくらかもいますが全部秘密にして発表しません。刑を受けて死ぬことができないと、友を売らなければなりません。こうして心の堅固な者は、ことごとく滅亡し、ふらふら連中はますます墮落する。このままで行けば、中国に善人は一人もいなくなるでしょう。もしも中国が滅んだとしたら、それはこの政策をとったもののしわざであります。」とその手紙を結んでいる。
- (19) (13)、p. 71.
- (20) 同上、p. 69.
- (21) 魯迅は、注音字母制定には反対している。「当時は、これ(注音字母、筆者)でもって漢字に代えることができると思った人が随分いたが、実際上やはり駄目だった。なぜならそれは結局、四角な字を簡単にしたものにはすぎず、日本の『仮名』と同様、いくつか漢字の間にはさむか、あるいは漢字の傍に注記するのならよいが、これを大将にいただくとなれば、とても能力が足りないからだ。書くことごとくするし、見ると眼がちらつく。当時は会員がそれを『注音字母』と呼んだのは、その能力の範囲をよく知っていたのだ」と(同 p. 68.)。その理由もあって、彼はラテン化を選択した。また、注音字母には、新しい音の生産の要素がはいっていないため、後述する少数民族地名の音訳には、役にたかない点が多い。
- (22) (13)、p. 59.
- (23) (24)、それぞれ「一種の『社会論文』——戦闘的な“feuilleton”である」(瞿秋白)魯迅の短評的隨筆集『華蓋集』のなかの編「文字の註議」、『選集』第6巻所収、p. 89, 90.
- (25) (13)、p. 59.
- (26) 同上。

- (27) とくに、元素番号の高くなるものほど複雑になる。たとえば 89 アクチニウム (Ac) は 鋼 ā, 91 プロトアクチニウム (Pa) は 鏷 pú, 96 キュリウム (Cm) は 錒 jú, 102 ノーベリウム (No) は 鐳 nùo など。そのほとんどが音訳により漢字を工夫しているが、そうすればするほど、“漢字”の本来の役割(意味)がなくなっていく。科学の発達と漢字との乖離現象である。
- (28) (23), (24)の『華蓋集』と同様、魯迅の短評的隨筆集の一つ『熱風』所収、「わからない音訳」、『選集』第6巻, p. 73.
- (29) 「門外文談」と同様。評論集『且介亭雜文』に所収された「中国語文の新生」、『選集』第11巻, p. 78.
- (30) 「この新文字を知らない人たちはすべて新文盲といって笑われた」(12)倉石：『漢字の運命』p. 128)ほど、熱心な普及がすすめられた。
- (31) 元長沙師範学校校長徐特立は、これらのラテン字母を利用して、実験的な教育をおこなった。漢字は教育の場面において廃止するよう考えられた。Edgar Snow; Red Star Over China. p. 236.
- (32) 解放区における生産配置については、拙稿：中国における生産配置および生産配置計画に関する諸問題—その歴史的考察—、『人文地理』, 第24巻第1号所収, p. 11. を参照せよ。
- (33) (31)によれば、作者 Edgar Snow が解放区工業の中心地呉起鎮をおとずれたとき、招かれた「レーニンクラブ」で給養委員から思いがけずコーヒーがだされ、西北の、解放区における物資の豊かさの秘密に一つの驚きを示して次のような会話をしている。“And then, of all things, this commissar suddenly produced, from heaven knows where, some rich brown coffee and sugar! Wu Ch'i Chen had won my heart.
“Products of our five-year plan!” the commissar laughed.
“Products of your confiscation department, you mean, ”I amended.” (31) p. 249.
- (34) 識字運動については、(12), 倉石『漢字の運命』, p. 129. を参照せよ。
- (35) なかには、René Jolion, S. J. 周儒望; Géographie commerciale de la Chine, 1937 のように、地図の本葉だけでなく解説の部分に、読者の理解をたすけるため Outchang—Wuchang—武昌, Foutcheou—Foochow—福州など、仏・英語と漢語との対応を示したのもあったが、数は少なかった。
- (36) 外務省情報部編：『支那地名集成』巻頭1. 1936.
- (37) 満洲国総務庁企画処の『綜合立地計画策定要綱』のうち、「綜合立地計画策定要綱(國務院會議決定)」の方針の一部。西水孜郎編：『資料・国土計画』所収, p. 1. 1975.
- (38) 企画院：大東亜国土計画大綱素案(第2次案)の方針の一部, 1942, 同上, p. 62.
- (39) 同上, p. 74. 所収。企画院1942年発表、その1、趣旨には、「大東亜共栄圏ノ中核体タル日滿支ハ大東亜圏ノ拡充發展ニ伴ヒ弥々其ノ紐帶ヲ強靱ナラシムノ要アル処就中地政学的第一体トシテ觀念セラルベキ黃海渤海地域ハ其ノ歴史、地理的条件、人口ノ量的質的条件及物的資源ノ優位性竝ニ国防上ノ地位ニ鑑ミ日滿支内ニ於ケル重要基礎産業ノ立地地域トシテ之ガ基底ヲ培養確立スルノ要緊切ナルモノアリ仍テ可及的速カニ本地域ヲ中心トスル国土計画ヲ樹立シ以テ大東亜国土計画策定ノ第一階程タラシムルモノトス」とあり、(37), (38)の案とともに、大東亜共栄圏策定のための総方針を形成していた。これらの方針の“実現”のためにも、『支那地名集成』などの種類の辞典の充実が“必要”であったのである。
- (40) 拙稿：エネルギーについての人類の認識と利用の歴史、『信州大学教養部紀要』第二部自然科学第10号, p. 49を参照せよ。
- (41) (36), 巻頭I。
- (42) 同上, 巻頭II。
- (43) 同上, p. 71. 『支那地名集成』は、(42)の引用部で示しているように、現地音よみ主義をとっているため、カシュガル、漢語喀什噶爾(シンチヤンウイグル自治区、当時新疆省)は、Kashgar と表

- 現されており、Kashigaerh とは示されていない（現在、喀什、Kaxgar Kashi）。これなどは、正しく（英訳としては）表現されており、若干の混乱がみられる。
- 44) これらの地図は、そのほとんどが1957年版の『中華人民共和国地図』をもとに編集されており、1972年版『中華人民共和国地図集』と1974年版『中華人民共和国分省地図集』の内容はほぼ同一のものである。
- 45) この地図には、別に、『漢語拼音《中華人民共和国地図》地名索引 (HANYU PINYIN 《ZHONG HUA RENMIN GONGHEGUO DITU》DIMING SUOYIN)』が発行されている。（地図出版社版、1974年）漢語拼音—漢字—北緯—東経の項目がA～Zの字母順で配列されている。たとえば、Abganar Qi—阿巴哈納爾旗—43—116などのように。また、漢語拼音の方法は、後で示す「中国地名漢語拼音字母拼寫法」さらに、「幾種少数民族語地名的漢語拼音字母音譯轉寫法（草案）」によっている。今後とも、この地図と索引との組みあわせは、中国においても普及され、その柱になると思われる。
- 46) 外国地名を漢訳する場合にも、工夫しなければならないのは当然であろう。
- 47) 48) 49) 文字改革出版社編：『中国人地名漢語拼音拼寫法』1975。所収。
- 48) 解放前の回教徒たちは、漢語を話しながらも、宗教的事情から、汎イスラム主義的風潮が強かった。51) Edgar Snow よれば、“To many of them pan-Islamism rather than pan-Hanism was an ideal. Chinese cultural influence was nevertheless very marked. Moslems dressed like Chinese (……) and all spoke Chinese as the language of daily life (although many knew a few words from the Koran).” とある。p. 307, 308. また、アラビア語などは、宗教上使用されるため、彼らにとっては外国語同様のものようである。「如果認為阿拉伯文就是回族的文字，硬要全体回族人民都來學習它，那麼三百五十萬回民像學習一種外國文樣，反而來造成許多困難來，……因此說阿拉伯語文就是回族語文的這一主張是有害的，是不利於回族人民的社会主義建設事業的」（馬大軍：批判地方民族主義，正確處理民族關係，『教學與研究』第59期，p. 20）との主張があり、少数民族であっても漢語を選択する数少ない例外である。
- 49) 同上，p. 20。所収。
- 50) 朱力編著：『新疆』，p. 61。1976。
- 51) 我国蒙古文圖書編譯出版事業發展快，1976年8月12日付『人民日報』所収。
- 52) Alan Winnington; TIBET, THE RECORD OF A JOURNEY, 1957, 邦訳，阿部知二；チベット（下），p. 130, 1959。
- 53, 54) 同上，邦訳所収。
- 55) 解放前のチベットは、彼らが“話すことができる家畜”を支配していた。「解放前の西藏，在最反動，最黑暗，最殘酷，最野蠻的封建農奴制度和政教合一的僧侶，貴族聯合專政下，官家，寺院，貴族三大領主霸占了西藏全部的土地和絕大部分牲畜。被当成“会說話的牲畜”的百万農奴在永無休止的奴役，剝削，压迫下，受尽了人間苦難」（从封建農奴制到社会主義的偉大變革，『社会主義的新西藏在前進』所収 p. 28. 1975）そして、農奴たちは、自分たちを“自分の影以外な一つもっているものはない”とのべている。“除了自己的影子以外，一無所有”（同上）。
- 56) 同上，所収，「社会主義的新西藏在前進—慶祝西藏自治区成立十周年」p. 23。
- 57) 「中華人民共和国憲法」，国民文庫版『中華人民共和国憲法』所収，p. 9, 10. 1955。
- 58) 同上，p. 11。これに関連した，1954年の中華人民共和国第一期全国人民代表大会第一回會議での劉少奇「中華人民共和国憲法改革案についての報告」（同上，p. 83）では，大漢民族主義の例として「少数民族の風俗習慣を尊重しないこと，少数民族の言語文字を尊重しないこと，少数民族の宗教信仰の自由をみとめないこと……」の例をあげる。地方民族主義については，「一種の地方的民族主義思想が存在している」とのみのべていることなどから，当時大漢民族主義の存在のウェイトが大きかったものと思われる。その後，1957年段階では，地方民族主義の批判が展開されるように，この問題

- の解決には、ジグザグの経過と時間がかかっているといえる。
- 59, 60 烏蘭夫(ウランフ, 國務院副総理兼民族事務委员会主任): 民族工作的成就和若干政策問題, 『中華人民共和國第一屆全國人民代表大會第三次會議文件』所収, p. 199. 1956.
- 61) 武衡: 『第一屆五年計劃中的科學研究工作』 p. 10. 第1次5カ年計画では, これら漢語の変革とともに, 少数民族地域の方言の改革とが結合されたが, “漢語表音方案”が結実していない以上, 少数民族地域の場合項目だけがとりあげられたのみでラテン化の方向などの具体的, 技術的解決はできていないといってよい。Cultural Developments in National Minority Areas として掲載。First Five-year plan for Development of the National Economy of the People's Republic of CHINA in 1953-1957, p. 211. 1956.
- 62) 実際の工作においては中国科学院言語研究所や中央民族学院などのスタッフの応援の役割が大きい。伝懋勳: 民族語工作的輝煌成就『新華半月刊』1959-16. 所収, p. 111.
- 63) 中央政法幹部学校国家法教研室編著: 中華人民共和國憲法講義, 1957. 高橋勇治, 浅井敦共訳, p. 9. 1960.
- 64) (47) 『中国人名地名漢語拼音拼寫法』より訳出。
- 65) たとえば, 言語については, 「社会主義革命と社会主義建設をより効果的にすすめるには, 自民族の言語文字を把握するだけではまだ不十分であり, さらに汉语, 漢字を学ばなければならないことを痛感し, 漢語, 漢字を学ぶことを切実に望んでいる」少数民族側から, 現実的課題が提唱されている。中央民族学院言語学部少数民族語研究室: 各民族はすべて自己の言語文字を使用する自由をもつ, 『北京周報』1975-34. p. 23. これは少数民族自身の言語問題の確立とともに統一的にとらえなければならないだろう。

Summary

A Study on the Phonetic Spelling of Chinese Geographical Names

Masakazu KOMAI

In China, serious discussions have been carried out as to the phonetic spelling of Chinese geographical names. In this field, Lu-hsin 魯迅 was either leader or contributor. Recently, they have maintained that the complicated Chinese characters would have to be discontinued and have begun a use of Latinized Chinese.

In China today, national minorities have the same right as Chinese have. After liberation, vigorous help has been given to those nationalities who as yet have no written languages of their own, to create their own written languages. Some of their alphabets represent sounds similar to those of the corresponding Chinese letters and others have no corresponding letters in Chinese. They use those letters for geographical names. When they study the languages of national minorities, they are studying Chinese.

This article explains the phonetic spelling of Chinese geographical names, by examining some problems of the national minority, the history of Chinese phoneticism and the maintenance of Lu-hsin.